

四條畷市育児休業代替任期付職員登録案内

四條畷市では、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく「育児休業代替任期付職員」候補者の登録を行います。

育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替職員として、あらかじめ任期を定めて任用する正規職員です。

* 申込者の、資格・免許等を確認後、「育児休業代替任期付職員登録簿」に登録します。育児休業を取得する職員があった場合、そのつど登録者に選考試験を実施し、選考試験の成績上位者から順に採用します。

* 育児休業代替任期付職員への登録期間は、令和7年3月31日までです。

1 募集職種について

| 職 種 | 資 格 |
|---------------|----------------------------------|
| 技術職（保育士・保育教諭） | 保育士証（保育士登録済み）又は幼稚園教諭免許のどちらかを有する人 |
| 技術職（保健師） | 保健師資格を有する人 |
| 技術職（看護師） | 看護師資格を有する人 |

※ 年齢要件はありません。

※ 登録申込み時点で資格を有していることが必要です。

※ 次のいずれかに該当する人は、応募できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※外国籍であることによる応募の制限はありません。ただし、日本国籍を有しない人については、就職が制限されていない在留資格のある人のみ登録申込みできます。

2 登録申込について

- (1) 申込書の提出先 四條畷市総務部人事課 宛
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
電話番号 072-877-2121 (内線322~324)
- (2) 受付期間及び提出書類

| | |
|------|--|
| 提出方法 | <p>(i) 直接提出する場合 提出書類を四條畷市役所本館2階の人事課へ提出ください。</p> <p>(ii) 郵送する場合 提出書類を必ず簡易書留で郵送してください。 角型2号(A4サイズ)の封筒に登録申込書を折り曲げずに入れ、封筒の裏側に、“登録申込書在中”と朱書きしてください。</p> <p>(iii) 登録申込書等をアップロードする場合 ホームページから提出書類のダウンロードを行い、必要事項を入力の上、「アップロード専用フォーム」にアップロードしてください。</p> <p>(iv) 入力フォームから申込する場合 ホームページの「入力専用フォーム」から必要事項を入力してください。</p> |
| 受付期間 | <p>(i) の場合 <u>令和5年6月12日(月) から</u> <u>令和6年3月29日(金) 17時まで</u> (ただし、土・日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日を除く。) 午前8時45分~午後5時15分</p> <p>(ii) の場合 <u>令和5年6月12日(月) から</u> <u>令和6年3月29日(金) まで</u></p> <p>(iii)・(iv) の場合 <u>令和5年6月12日(月) から</u> <u>令和6年3月29日(金) 17時まで</u></p> |
| 提出書類 | <p>(i)・(ii)・(iii) の場合 ア. 育児休業代替任期付職員登録申込書(別添の様式1) ①写真の貼付 …受験申込書の写真欄に写真1枚(申込前3ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで写っているもの)を必ず貼ってください。 ②本市ホームページからのダウンロードをする場合は、必ず両面印刷してください。 イ. 職務経歴報告書(別添の様式2) …1枚で記載できない場合は、用紙を印刷してすべての職歴を記載して印刷してください。 ウ. 資格証明書の写し</p> |

| | |
|--|---|
| | (iv) の場合 入力フォームに必要事項を入力、データを添付し、申込を行ってください。 |
|--|---|

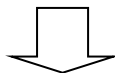
(3) 受験手続上の注意

- ① 申込書の記載事項や入力フォームの入力内容等に不備があるときは受付できません。この場合、提出書類をお返しし、改めて提出していただくこととなります。
- ② ①により生じた遅延や郵便事情による遅延のほか、いかなる理由であっても受付期間経過後の受付は一切いたしませんので、お早めに申し込み手続きをしてください。
- ③ 提出書類は一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、今回の育児休業代替任期付職員登録のために用い、それ以外の目的には使用しません。
- ④ 登録期間中に登録の変更もしくは取消をしたい場合は、「四條畷市育児休業代替任期付職員登録 変更・取消届」(様式3)に必要事項を記入し、四條畷市役所人事課へ提出してください。

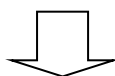
3 登録申込みから採用までのながれ

登録申込み

(令和5年6月12日(月)から令和6年3月29日(金)まで)



免許・資格の確認



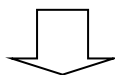
免許・資格保持者を育児休業代替任期付職員登録簿に登録

(登録期間：令和7年3月31日まで)

※育児休業を取得する職員の育児休業の取得状況によっては、育児休業代替任期付職員登録簿に登載されても採用しない場合があります。

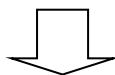
※名簿登録の登録期間は令和7年3月31日までですが、免許資格の失効など、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。

※名簿登録された後、内容の変更又は取消を希望される場合は「登録変更・取消届」(別添様式3)を提出してください。



選考試験の実施

(育児休業を取得する職員が見込まれ、育児休業代替任期付職員の採用が必要となった場合、登録者全員に連絡をします。合否は選考試験の受験者全員に通知します。)



採用

4 任期について

任期は、6カ月以上3年未満で、育児休業を取得する職員の育児休業期間に応じて決定されます。育児休業が延長された場合、3年の範囲内で任用期間が延長される場合があります。

※ ただし、採用予定者は、育児休業取得予定の職員の産前・産後休暇期間中に会計年度任用職員として勤務していただく場合があります。

※ 登録要件を満たしていないこと又は登録申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用されません。

5 職務内容及び勤務場所について

| 職 種 | 職務内容 | 勤務場所 |
|---------------|---------------------|--------------------------|
| 技術職（保育士・保育教諭） | 保育所またはこども園における保育業務等 | 市立岡部保育所もしくは市立忍ヶ丘あおぞらこども園 |
| 技術職（保健師） | 保健予防に関する業務等 | 市立保健センター等 |
| 技術職（看護師） | 保育所、こども園における業務 | 市立岡部保育所もしくは市立忍ヶ丘あおぞらこども園 |

6 勤務条件について

育児休業代替任期付職員は、任期が定められている以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）について、原則として一般の職員と同様の扱いとなります。

※ 育児休業及び育児短時間勤務制度を利用することはできません。

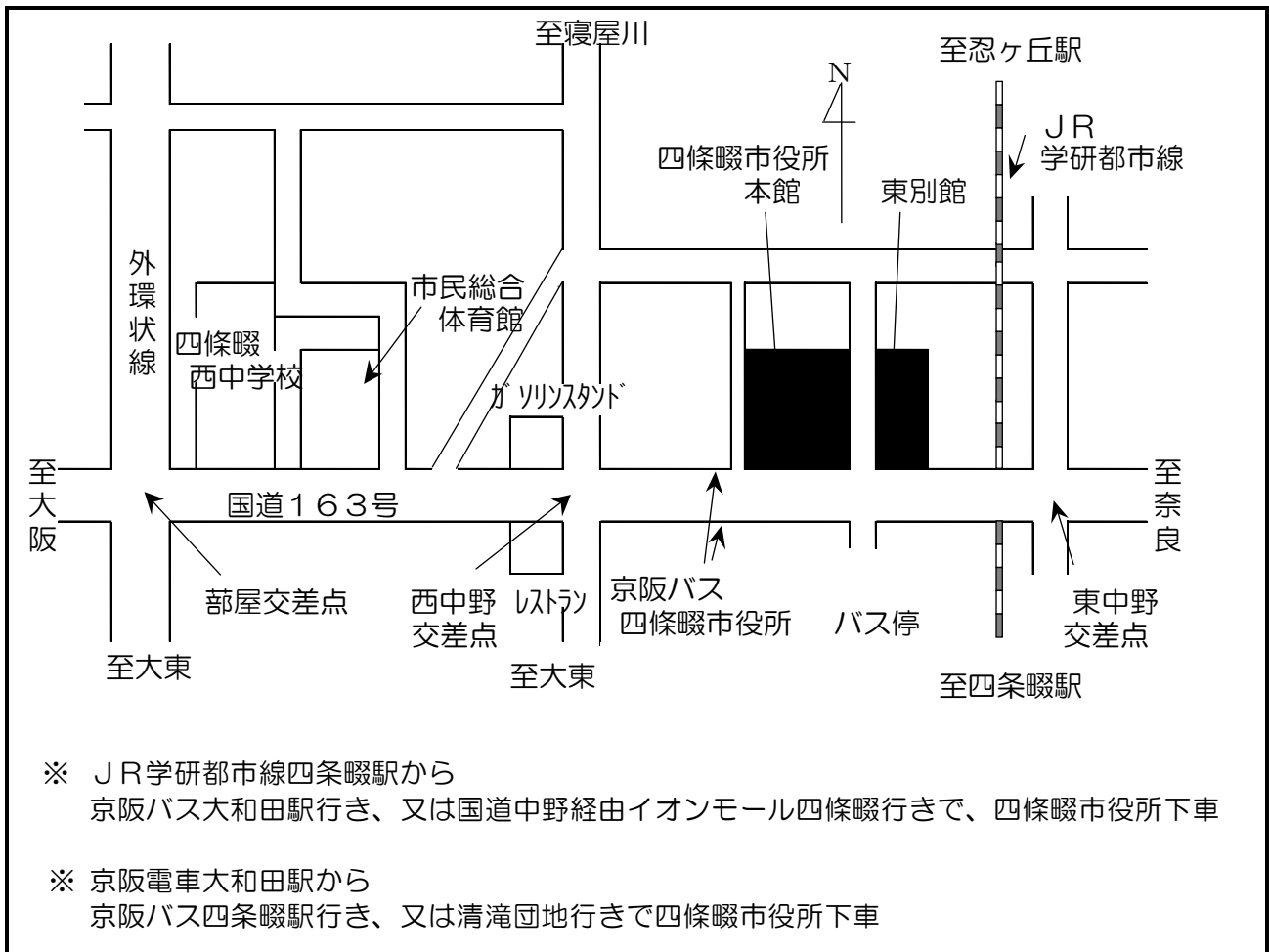
（1）給与及び勤務時間

| 職 種 | 給 与 | 勤務時間 |
|---------------|----------|--------|
| 技術職（保育士・保育教諭） | 205,004円 | 正職員と同じ |
| 技術職（保健師） | 275,388円 | 正職員と同じ |
| 技術職（看護師） | 275,388円 | 正職員と同じ |

※ 上記の勤務時間以外に勤務を命じる場合があります。

- ※ 給与には、地域手当を含みます。
 - ※ 期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当及び退職手当は、本市支給規定により支給します。
 - ※ 昇格はありません。
 - ※ 給料月額は令和5年4月1日現在の給料表に基づいています。社会情勢による給与制度の改定で、金額などを変更することがあります。
- (2) 採用にあたっての条件
- 採用予定者は、原則として育児休業取得予定の職員の産前・産後休暇期間中に会計年度任用職員として勤務していただく場合があります。
- ※会計年度任用職員として勤務いただく期間は給与、手当、その他勤務条件が異なります。
- (3) 休暇
- 年次有給休暇あり
- (特別休暇(結婚休暇など)は本市の休暇規定による。)
- (4) 社会保険
- 健康保険、厚生年金に加入
- (5) その他
- 福利厚生制度あり

四條畷市役所の案内図



※お問い合わせ先※

四條畷市役所 総務部人事課

TEL 072-877-2121

0743-71-0330 (内線322~324)